

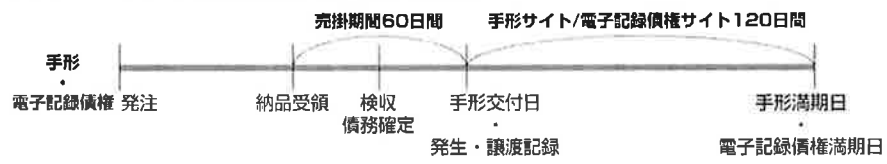
下請取引適正化勧告を受けた「電子記録債権」の新たな利用提案

中小企業庁長官および公正取引委員会事務総長は、昨年末に下請代金の支払いをできる限り現金とし、手形等のサイトを将来的に60日以内にするよう努めることを要請する「下請代金の支払手段について」という通達を発出した。

発注企業には資金調達ニーズ、下請企業側には資金繰り改善アドバイスが顕在化するが、これに電子記録債権の利用が推奨されている。本稿では、新たな利活用の可能性を検証し提案する。

小倉 隆志

図表1 下請代金の支払期日に関する規制



このように、ダイナミックに違反事例が追加されるので、規制なので、日頃から下請法の運用規制については関心をもち、モニタリングしていないと、ある日、下請法違反で摘発されるという事態を招きかねないのである。したがって、事業

た取引慣行が、合理的理由がない限り今後は違反となることが多いことである。一部の大手メーカーの購買部門には、シヨックであろうと思われる。

【1】発注した側でなく下請側の基準であることに注意
金融機関の通常業務において、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）を意識することはあまりない。手形や電子記録債権の期日についてチェックするぐらいのものである。しかしながら、事業会社の経理や購買の担当にとつては非常に重要な法律である。実際、下請法は事業会社が最も違反しやすい法律の一つであると言っている。

例えば、下請事業者に対し、電話で発注して、発注書を交付するのを忘れた場合、下請法3条1項に定める書面の交付義務違反となる。

次の事例も、違反である。下請事業者から9月30日に納品されたものの、担当者が繁忙のため検査完了が翌日の10月1日になってしまい、10月末締め翌月11月30日に支払いを行った。こうした場合、

【2】通達「下請代金の支払手段について」
さて、中小企業の生産性、収益性向上は政府の重要政策テーマとなっており、この背景のもと、先ほどの下請法の違反事例の追加が行われた下請法運用基準の改正だけでなく、同時に中小企業振興法の「振興基準」の改正と「下請代金の支払手段について」という通達が発出された。

「下請代金の支払手段について」の内容は以下の通り。

1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。

2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協

議して決定すること。

3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とする。これは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

ファクタリングの割引期間が60日に短縮されることで、金融機関の収益ダメージや割引を利用する事業者自体の減少も予想される。

【3】支払手段に電子記録債権の利用が推奨される
こうした政策の方向性に対し、金融機関としてはいかに対応していくべきなのか。実は、ここに電子記録債権が政策に即した新しい姿で登場するのである。「下請代金の支払手段について」と同日に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」が改正されたが、この「振興基準」の中の「第3 下請事業者の施設又

ただけでは、当事者レベルでは判断が付きにくいケースが多いということである。新しい取引態様に対し、様々な角度から慎重な判断が求められる。そこで、実際の実務の判断局面では公正取引委員会・中小企業庁より出されている「下請取引適正化推進講習会テキスト」などの資料により、適正な下請取引かどうかの判断を行うところとなる。ところで、この判断基準となる違反行為事例であるが、従来は66事例であったが、昨年12月14日に141事例と大幅に追加された。違反事例が追加されたということは、従来行っていた取引も今後、違反とされる可能性が出てきたということである。

例えば、今回の追加違反事例では「合理性のない定期的な原価低減要請」が追加された。毎年一定の比率の原価低減を下請事業者に要請してい

は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項」で電子記録債権に関する事項が追加された。

5 情報化への積極的対応
(1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供及び資金決済に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。

(2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペ

期日管理は発注した会社の基準では無く、あくまでも下請事業者の基準となる。したがって、9月30日納品、11月30日支払いとなるので、下請代金の支払が下請事業者の給付を受領してから60日経過後に行われたことになり、下請法2条の2第1項違反となる。

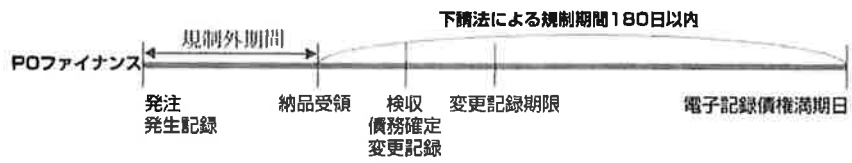
このように、事業会社の現場レベルで違反を起こしやすいのが下請法である。下請法をきちんと遵守する管理体制の構築には細心の注意が必要となるので、常日頃から事業会社の経理、購買部門は下請法への関心が高いのである。

この下請代金の支払期日に関する規制を図示すると図表1のようになる（現金払いの場合は上記の手形交付日が現金による支払日となる）。そして、この問題に対し関心が高くなるもう一つの要因として、日々変化していく取引態様に対し、下請法を讀ん

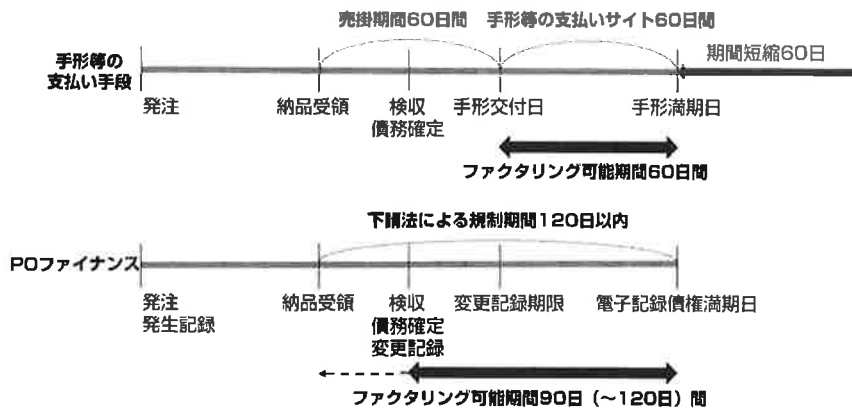
ただけでは、当事者レベルでは判断が付きにくいケースが多いということである。新しい取引態様に対し、様々な角度から慎重な判断が求められる。そこで、実際の実務の判断局面では公正取引委員会・中小企業庁より出されている「下請取引適正化推進講習会テキスト」などの資料により、適正な下請取引かどうかの判断を行うところとなる。ところで、この判断基準となる違反行為事例であるが、従来は66事例であったが、昨年12月14日に141事例と大幅に追加された。違反事例が追加されたということは、従来行っていた取引も今後、違反とされる可能性が出てきたということである。

例えば、今回の追加違反事例では「合理性のない定期的な原価低減要請」が追加された。毎年一定の比率の原価低減を下請事業者に要請してい

図表2 Tranzax株式会社開発「POファイナンス」の仕組み



図表3 手形的電子記録債権と「POファイナンス」との違い



子記録債権でも適法に取り扱
い可能となったのである。
発注書は金融機関の担保に
できないが、電子記録債権に
なっているのであれば、発注

時点から譲渡担保とすること
が可能である。また「POフ
ファイナンス」の抗弁付きの電
子記録債権の担保性を高める
ため、信用保証協会の流動資

産担保保証制度を利用できる
ように関係機関と調整中であ
ることを付言する。信用保証
協会の保証が利用できれば、
金融機関にとって取扱い易い
スキームとなる。最終的に取
扱要領が定まり次第、別稿で
ご報告したい。
検収後に変更記録を行えば、
これまでの手形代替の電子記
録債権と変わらなくなるので、
全額割引が可能となる。
このスキームでは、下請事
業者は受注時点で受注額の半
分程度を抗弁付きの電子記録
債権を利用して調達できるよ
うになる。また、検収時に残
りの金額も全額調達できるこ
とから、現金払いよりも早く
下請代金を下請事業者は受け
取ることが可能となる。
このことは金融機関にとつ
ても有益である。従来は受注
見合いでの無担保融資が難し
く、融資を見送っていたよう
なケースでも融資可能となる

トを得ている。電子記録債権
を支払手段としてだけでなく、
発注手段からの一気通貫のシ
ステムとして新たに設計する
ことが、「下請等中小企業の
取引条件の改善」に向けた金
融機関の取り組みとして期待
されるのである。
ところで、この「POフ
ファイナンス」の電子記録債権は
発注時から発生させるため、
期間が現行規制の120日を
上回るものが想定される。本
件の期日管理の考え方につい
ては、公正取引委員会から、
発注から納品までの期間につ
いては下請代金ではないとコ
メントを得ており、下請法に
違反せずに運用可能である。
具体的には図表2のとおり。
発注から納品までの期間は
下請法の規制期間にカウント
されないのである。このため、
納品から満期日まで180日
間以内であれば、発生から満
期まで180日間を超える電

(Tranzax株式会社
代表取締役社長)

レータの研修、コンピュー
タ、ソフトウェア等に係る
費用負担軽減のための援助、
電子記録債権の導入等の協
力を行うものとする。
(太字傍線は筆者による)
下請代金の支払いは原則現
金によることが謳われた「下
請代金の支払手段について」
と同日に発表された「振興基
準」の改正の中で、電子記録債
権の利用が推奨された。これ
はどのような理由であろうか。
もともと、電子記録債権は
親事業者（債務者）、下請事
業者（債権者）相互の同意な
しに発生させることも変更さ
せることもできない。電子記
録債権は期日通りに支払わな
ければならないし、債務者が
一方的に減額することもでき
ない。この電子記録債権の本
来的な性格が下請事業者の保
護につながる。下請代金が電
子記録債権で支払われること
で、下請法第4条に定められ

た「下請代金の支払遅延の禁
止」「下請代金の減額の禁止」
などが確実に遵守される。
さらに、電子記録債権の新
たな利用方法として、電子記
録債権による発注が考えられ
る。支払手段として、手形の
ように電子記録債権を使うの
ではなく、発注手段として使
うのである。先ほどあげた「振
興基準」の中でも、「受注か
ら給付の提供及び資金決済に
至るまで」の事務の効率化が
求められているが、電子記録
債権を発注時点から使うこと
で、受注から一気通貫で資金
決済まで単一のシステムで業
務遂行可能となる。
【4】新たな活用法の提案
現在、Tranzax株式
会社が開発しているPurc
hase Order（購買
発注）を基にした「POフ
ファイナンス」（注1）は電子記録
債権により発注できる（注2）。
「POファイナンス」は、

発注時点で契約に従った目的
物の引渡し後に支払うという
抗弁のある電子記録債権を発
生させ、目的物の引渡し・検
収の終了後にこの抗弁を切断
する変更記録を行うものであ
る。本スキームは現在、経済
産業省の次世代企業間データ
連携実証プロジェクトで取り
上げられて、実証実験中であ
る。参加金融機関は、三井住
友信託銀行、足利銀行、北陸
銀行、北洋銀行、西武信用金
庫、多摩信用金庫である。
この電子記録債権に下請法
3条1項で定める「下請事業
者の給付の内容」など必要事
項を参考記録として記録すれ
ば、この電子記録債権を発生
させ、その情報を提供するこ
とで下請法3条2項により
「書面の交付」があったもの
と見なされる。
このことは、公正取引委員
会に見解を求めたところ、懸
念は見当たらないとのコメン

トを得ている。電子記録債権
を支払手段としてだけでなく、
発注手段からの一気通貫のシ
ステムとして新たに設計する
ことが、「下請等中小企業の
取引条件の改善」に向けた金
融機関の取り組みとして期待
されるのである。
ところで、この「POフ
ファイナンス」の電子記録債権は
発注時から発生させるため、
期間が現行規制の120日を
上回るものが想定される。本
件の期日管理の考え方につい
ては、公正取引委員会から、
発注から納品までの期間につ
いては下請代金ではないとコ
メントを得ており、下請法に
違反せずに運用可能である。
具体的には図表2のとおり。
発注から納品までの期間は
下請法の規制期間にカウント
されないのである。このため、
納品から満期日まで180日
間以内であれば、発生から満
期まで180日間を超える電